

【別紙 1】

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである」「いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい」という認識のもと、生徒の様子の変化や生徒からの情報を見逃さない。同時に「いじめは絶対に許さない」という強い意志のもと、事実関係の把握と生徒の感じる被害性に着目して、いじめか否かを判断し、組織的な取り組みを行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心とし、教職員一人ひとりがいじめ問題を抱え込むことのないように全体で共通理解を図り、認知し次第、早期に報告・連絡・相談を密にして迅速で適切な対応をする。
- 4 いじめの早期発見・未然防止に向けた取り組みや、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケートやカウンセリング等を活用した検証・評価、いじめ防止基本方針の見直しを定期的に行う。

いじめ防止対応チーム

構成員	校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、学年代表、関係学級担任 不登校担当、特別支援教育コーディネーター、 スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
任務	学校いじめ防止基本方針見直し・改善 年間指導計画の作成・実施・改善 校内研修会の企画・実施 早期発見のためのアンケート実施・集約・分析 いじめ案件の対応について事実確認・整理・判断 要配慮生徒への支援方針確認

※必要に応じて



地域から 学校評議員 ・ 民生委員児童委員 ・ PTA ・ 警察 ・ 少年補導委員
校内から 生徒支援担当 ・ 当該部活動顧問 ・ 各学年生徒指導担当

未然防止（規律・学力・自己肯定感）	早期発見（信頼関係・連携・情報入手）
・教科指導の充実 ・特別活動の充実 ・道徳・人権教育の充実 ・福祉・ボランティア活動の充実 ・カウンセリングマインド研修 ・SCによるカウンセリング ・ライフスキル教育の推進 ・保護者・地域との連携 ・学年集会・生徒集会の定期的開催 ・いじめの未然防止プログラムの活用 ・生徒指導通信による情報発信	・定期考査前のカウンセリング ・いじめのアンケート実施（学期1回） ・いじめアンケート聞き取りシートの活用 ・情報の収集 ・SSWの活用 ・登下校指導・休み時間の巡回指導 ・給食指導・清掃指導 ・部活動指導 ・情報の共有